平成２７年（フ）第３１３２号
東京都文京区小石川４丁目３－６－303
債務者　寺崎　彩華
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１３３号
神奈川県横浜市鶴見区岸谷３丁目18―33
債務者　岩成　翔太
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１３４号
東京都墨田区向島２丁目７－12―202
債務者　杉本　喬男
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３０号
神奈川県鎌倉市大船1260番地２
債務者　金子　正義
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２３号
神奈川県大和市柳橋５丁目３番地８　柳コーポ102号
債務者　大城　実雄
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０号
沖縄県うるま市石川嘉手苅433番地１　コーポ真愛105
債務者　安里　妙子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１１号
栃木県大田原市寒井1465番地130
債務者　木下　拓也
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月11日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１３号
島根県浜田市長沢町712番地４　101
債務者　中田ヒロミ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第１４号
島根県浜田市旭町丸原73番の３地
債務者　久保　博子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後１時40分
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第１０号
愛媛県西予市三瓶町津布理93番地１
債務者　大塚　由香
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第３０５６号
東京都練馬区上石神井４丁目30－２－405
債務者　貴家　京子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７３３号
東京都中野区本町１丁目28－１－10
債務者　小林　隼人
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７４２号
東京都新宿区富久町22―13―305
債務者　吉野　英樹
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８８２号
東京都足立区島根２丁目19―11―201
債務者　高野　照男
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８８３号
東京都足立区島根２丁目19―11―201
債務者　高野　芳江
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０１５号
東京都渋谷区本町５丁目28－９－302
債務者　星野　綾香
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午後４時
東京地方裁判所民事第20部